

## 平成30年度 費用負担調整機関 事業計画

当機構は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づく国の指定法人として、その役割を踏まえて、費用負担調整機関事業を展開する。

平成24年7月1日からの法施行によって、電気事業者は、再生可能エネルギー電気を一定の期間・価格で調達することが義務付けられるとともに、再生可能エネルギー電気の買い取り費用に充てるために、各電気事業者がそれぞれの電気使用者に対して、使用電力量に応じた賦課金を請求することが認められている。

当機構は、法に定められた費用負担調整業務として、①電気事業者からの納付金の徴収及びその管理、②電気事業者に対する交付金の交付、及び①、②に附帯する業務を実施することで、地域間で賦課金の負担に不均衡が生じないように調整を実施するとともに新たに非化石証書（FIT電源）を発行する。

平成30年度においても、当機構では、法施行の一翼を担い、確実かつ円滑に調整業務を遂行するため、関係者と緊密に連携しつつ、ガバナンス（内部統治）とコンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底を基本として、下記に掲げる事業を実施する。

### 1. 調整業務の確実な実施

- (1) 法を正しく理解し、国が定める運用ルールに従って円滑な制度運営が為されるよう、適切な人材を配置する。また、研修等を通じて個人の業務遂行能力を高いレベルで平準化し、組織として、長期間に亘って業務を遂行できる能力を育成し、これを保持する。
- (2) 業務の基幹となる情報システムの安定運用に努めるとともに、所要のシステム改修を適宜実施し、円滑な制度運営環境を維持する。
- (3) 不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）の訓練等を実施し、実効性を高める。
- (4) 情報セキュリティや、労務・業務面で抽出された課題に対する対応を実施し、総合的なリスク管理体制の構築を目指す。

## 2. 安全で円滑な資金管理の推進

- (1) 資金管理に関する細則等を整備し、それらに基づき調整業務を実施するとともに、業務管理・監視体制の強化を図る。
- (2) 自主的な業務点検により、業務実施・法令遵守を確実なものとする。
- (3) 公認会計士等の有資格者を会計・経理事務に配置するとともに、資金管理運用の専門家を配置し、会計・経理事務の確認を厳正に行う。

## 3. 安定した業務運営のための取組み

- (1) 業務の安定化を図るため、業務運用、情報処理システム運用の改善について柔軟に対応する。また、必要に応じて関連団体、関連事業者から意見聴取等を行い、調整業務の運営に反映させる。
- (2) より高い中立性確保のため、中長期的観点から組織体制のあり方を検討する。
- (3) 事業見通しや費用推移を適切に想定し、事業運営の効率化等による経費節減に努める。